

制定 平成 21 年 9 月 17 日

改訂 平成 23 年 6 月 3 日

日本フロシオ会 会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、日本フロシオ会（英文名 **Japan FROSIO Inspectors Association** 略称「**JFIA**」）と称する。

(目的)

第 2 条 我が国における **NS476 準拠 FROSIO**（ノールウェー表面処理検査官の教育と認定に関する評議会）表面処理検査員（以下 **FROSIO 検査員**）資格者の知識技能の向上及び資格者間の塗料と塗装技術に関する情報の収集及び提供、並びに情報交換を推進すること等により同資格の地位の向上、便宜の確保及び発展を図り、ひいては塗装品質の向上に資することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため以下の活動を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会報の発行（メルマガによる）
- (3) フロシオ検査員資格認定の更新手続き等の案内
- (4) 防食技術関連の情報収集及び提供
- (5) 講師、熟練者による講演会・勉強会等の開催
- (6) 本会及び活動の関係先への広報
- (7) 前号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な活動

第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 本会の会員は、個人会員（正会員・賛助会員）並びに法人会員及び法人個人会員をもって構成する。

(個人会員（正会員・賛助会員）)

第 5 条 正会員は **FROSIO 検査員**有資格者、賛助会員は本会の目的に賛同する個人の賛助者とする。

(法人会員・法人個人会員)

第 6 条 法人会員は、塗料、船舶、海洋、建設、及び鉄鋼構造物等重防食塗料及び塗装に関連する企業、団体とする。

法人会員は、その所属の者について、最大 30 名を法人個人会員として登録することができる。

法人個人会員は正会員と同程度の会員サービスを受けることができる。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員は、第5条の条件を満たした者が入会することができる。本会会長は入会申込書を受領した後、速やかに書類審査を行い、会員として登録することとする。

2 法人会員は、第6条の条件を満たした者が入会することができる。本会会長は入会申込書を受領した後、速やかに書類審査を行い、適当であると認められた場合に会員として登録することとする。

(運営経費)

第8条 本会は運営及び活動のための経費を入会費又は年会費として会員に賦課できる。

2 個人会員（正会員・賛助会員）の入会費は3千円とする。法人会員の年会費は9万円／年とする。個人会員の年会費は賦課しない。

(退会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、退会届を書面で会長に提出するものとする。

2 本会は、会員が退会しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| (2) 事務局長 | 1名 |
| (3) 監事 | 2名 |

(選任)

第11条 本会の役員は、総会において選任される。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 事務局長は本会運営に係わる業務及び会計を統括する。

(報酬)

第13条 役員は無報酬とする。

第4章 会議

(総会)

第14条 本会に総会を置く。総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、第4条に定める会員をもって構成する。
- 3 定期総会は、年1回開催することとし、会長が招集する。
- 4 会長は、必要と認める場合、臨時総会を招集することが出来る。

(総会の決議事項)

第15条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算
- (2) 規約の変更
- (3) その他、総会において必要と認めた事項

(総会の成立)

第16条 総会は、構成員の5分の3以上の出席により成立する。なお、代理人又は委任状により出席に代えることができる。

(総会の議決権)

第17条 総会の議事は、この規約で定めるもののほかは、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(情報)

第18条 本会が会員に提示する情報は、当該情報に関する権利の如何にかかわらず、会員情報と公開情報に区分される。

2 会員情報は、会員に対してのみ提示することができる。

(会員の守秘義務)

第19条 会員が、本会から提示された会員情報を取得したときは、これを会員以外のものに開示してはならない。

(情報の漏洩)

第20条 前条の定めに拘わらず、会員が本会から取得した会員情報が、当該会員以外のものに開示されたことが明らかになった場合、当該会員は直ちに本会に対し、その旨を報告するとともに、漏洩した複製の回収もしくは消去に努めなければならない。

(義務の継続)

第21条 会員は退会しても、19条及び20条の義務を免れることはできない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、第8条に基づく収入とする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の管理)

第24条 本会の資産は、会長の承認を得て事務局長が管理する。

(活動報告及び収支決算)

第25条 本会の事業報告書及び収支決算書は、活動期間終了後、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

第6章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第26条 この規約は、総会において出席構成員（代理人もしくは委任状を含む）の4分の3以上の議決を得て変更することができる。

(清算人)

第27条 本会が解散したときは、総会の議決により清算人を定めることとする。

なお、事務局は保有した権利、資産、証券、記録、名義等の一切を清算人が定められた時点で清算人に移行するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第28条 本会に事務局を置く。事務局は東京都内とする。

2. 事務局の運営及び活動に関する経費は、本会の会計で処理する。

(事務局の責務)

第29条 事務局は、総会において決定される本会事業の遂行及び事務取扱いの責務を有する。

(事務局長の職能)

第30条 事務局長は会計に精通した者であることを要する。

第8章 補則

(実施細則)

第31条 この規約の実施に際して必要な事項は、総会の議決を得て別に定める。

付則

第1条 この規約は、設立総会の日（平成21年9月17日）から実施する。